

仕様書

1. 業務名 令和6年度大分県サテライトオフィス誘致支援委託業務

2. 目的

知見や実績を持つ受託企業のノウハウを活用して、市町村担当者向けの研修会や参加市町村の特色を踏まえた PR 資料作成支援、大分県に興味のある企業と市町村との面談会などを実施することで、大分県内各地に整備したサテライトオフィスへの IT 関連企業の誘致を推進する。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

4. 委託内容

以下の記載事項は、最低限の要件を定めたものであり、公募型プロポーザル方式による審査会で、予算の範囲内で当県にとって効果的な提案を行うこと。

(1) 参加市町村向けの事前研修会の実施

(2) における企業と参加市町村との面談がより効果的になるよう、参加市町村の担当者向けに研修会を実施すること。その際、参加市町村や企業に合わせた面談時の心構え、サテライトオフィスや市町村の PR 方法、その他 IT 関連企業を呼び込むために必要な内容について留意し講義をすること。

- ① 参加市町村は国東市、佐伯市、別府市の3市を想定。
- ② 研修会資料は受託者において事前に準備を行うこと。
- ③ 面談開始までに参加市町村の特色を踏まえた PR 資料作成支援を行うこと。

(2) サテライトオフィス進出検討企業の掘り起こし及び進出検討企業と参加市町村との面談の実施

受託者が有する企業情報やネットワーク等を十分に活用し、県内サテライトオフィスへの進出に関心のある有望な IT 関連企業の掘り起こしを行うとともに、当該進出検討企業と参加市町村との面談（県・参加市町村からのプレゼンテーション及び商談で1社1時間程度想定）を企画・開催すること。

その際、受託者は、ファシリテーターとして面談をサポートすること。

また、面談前には、受託者、県、参加自治体とで、面談での効果を高めるために企業分析と PR 内容の整理を行うこと。

- ① 本事業で企業誘致の主要なターゲットとなるサテライトオフィスは、次のとおり。
 - ・【国東市】くにさきサテライトオフィス (spoke net) (国東市国東町小原 2662-1)
 - ・【佐伯市】佐伯市宇目サテライトオフィス (佐伯市宇目大字小野市 3517-3)

- ・【佐伯市】佐伯サテライトオフィス（佐伯市鶴岡町 2-1794-3）
 - ・【別府市】別府市サテライトオフィスグランメールビル（別府市北浜 2-10-19）
 - ・その他、参加市町村内にあるオフィス等
- ② 本事業で誘致の対象とする I T 関連企業は、「大分県オフィス系企業誘致促進補助金」で支援の対象としている情報関連産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デザイン業、機械設計業）を言う。
- ③ 受託者は、1 市町村当たり 5 社以上を目安として、総計 1 5 社以上の県外の I T 関連企業を参加市町村に紹介すること。
- ④ 面談はオンライン・直接面談のいずれの方式でも構わない。
- (3) 定期ミーティングの実施
- 業務内容の調整や進捗状況の共有を図るため、ミーティング（オンライン含む。）を実施すること。なお、日程や方法については、当県と都度協議のうえ決定すること。
- (4) 進出検討企業に対するサポート及びフォローの実施
- 進出検討企業と参加市町村との面談以降、企業へのフォローやミーティングを確実に実施し、希望する企業に対しては、現地視察のフォローや県や参加市町村とのさらなる面談など具体的な進出に繋がるサポートを行うこと。
- また、参加市町村や県の今後の業務の参考になるよう、参加市町村と面談を行った企業に対して、面談の感想や意見などに関してアンケートを行うこと。
- (5) 上記を踏まえた報告書の作成
- 業務終了後、委託期間内に上記（1）～（4）の実績をまとめた報告書を作成すること。報告に当たっては、進出検討企業からのアンケート結果等を踏まえ、今後の課題や改善点等をまとめ、県に報告すること。

5. 経費

本業務に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

6. 成果品等

(1) 成果物

- ① 業務実施結果報告書（対県庁）：1 部
- ② 業務実施結果報告書（対参加市町村向け）：各 1 部
- ③ ①～②電子データ：DVD-ROM：1 枚

(2) 提出場所 大分県商工観光労働部企業立地推進課

(3) 提出期限 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

7. その他

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・連絡を取り合い、委託者の指示及び監督を受けること。
- ② 本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用しないこと。
- ③ 各業務上で必要なアポイントメントや転載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ④ 本業務に関連して第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合で、当該申し立てが受託者の責めに帰すべき事由によるときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ⑤ 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- ⑥ この仕様書に定めのない事項等については、別途協議し決定する。

(2) 業務の実施体制

- ① 本業務の実施に当たり、十分な経験を有する業務全体を統括する責任者を置き、本業務を滞りなく行うこと。
- ② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- ② 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。

※参考 大分県企業立地案内【総合版】 <https://www.ritti-oita.jp/pamphlet/>